第二十六号様式記載上の注意(2)中「（平成14年内閣府令第45号）」を削る。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「上場等株券の発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改める。

第一条第二項中第十九号を削り、第十八号を第二十五号とし、第十五号から第十七号までを七号ずつ繰り下げ、第十四号の二を第二十一号とし、第十四号を第二十号とし、第十三号を削り、第十二号の二を第十九号とし、第八号から第十二号までを六号ずつ繰り下げ、第七号の二を第十三号とし、第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、第五号の二を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号の三を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の二を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　新投資口予約権証券　法第二条第一項第十一号に掲げる新投資口予約権証券をいう。

第九条の三第一項第九号中「付与された株券」の下に「又は投資証券（以下この号において「株券等」という。）」を加え、「することとなる株券」を「することとなる株券等」に、「当該株券」を「当該株券等」に、「の株券」を「の株券等」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「以下ニ」を「以下ホ」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　新投資口予約権証券

第九条の三第一項第二十号中「することとなる株券」を「することとなる株券又は投資証券（以下この号及び次号において「株券等」という。）」に、「当該株券等」に、「の株券」を「の株券等」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　新投資口予約権証券

第九条の三第一項第二十一号中「することとなる株券」を「することとなる株券等」に、「当該株券」を「当該株券等」に、「の株券」を「の株券等」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　新投資口予約権証券

第十六条第一号中「上場等株券の発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改める。

第五章の章名中「上場等株券の発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改める。

第十五条の七第二号ヘ中「外国投資証券（」の下に「新投資口予約権証券に類する証券を除き、」を加える。

第十四条第一号中「上場等株券の発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改める。

第十六条第一号中「上場等株券の発行者である会社（以下この章において「発行会社」という。）」を「上場等株券等（法第百六十二条の二に規定する上場等株券等をいう。以下この章において同じ。）の発行者」に改め、「）の規定」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定」を加え、「発行会社が外国会社」に、「上場等株券等の売買」を「上場等株券等の売買」に改め、同条第二号中「発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、「）の規定」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定」を加え、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条第三号中「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者等」に、「発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、「）の規定」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定」を加え、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条第四号中「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者等」に、「金融商品取引業者が定める」を「当該金融商品取引業者等が定める」に、「当該発行会社」を「当該発行者」に改め、「）の規定」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定」を加え、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条各号列記以外の部分中「発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改める。

第十七条の見出し中「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条各号列記以外の部分中「発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、「）の規定」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定」を加え、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条第一号中「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者等」に、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条第二号及び第三号中「上場等株券」を「上場等株券等」に改める。

第十八条の見出し中「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条各号列記以外の部分中「発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、「）の規定」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定」を加え、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条第一号中「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者等」に、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条第二号及び第三号中「上場等株券」を「上場等株券等」に改める。

第十九条の見出し中「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、「）の規定」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定」を加え、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同項第一号中「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者等」に、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同項第二号及び第三号中「上場等株券」を「上場等株券等」に改める。

第二十条の見出し中「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条各号列記以外の部分中「発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、「）の規定」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定」を加え、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条第一号中「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者等」に、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条第二号及び第三号中「上場等株券」を「上場等株券等」に改める。

第二十一条の見出し中「発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、同条中「上場等株券」を「上場等株券等」に改める。

第二十二条の見出し中「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条中「発行会社が」を「上場等株券等の発行者が」に改め、「）の規定」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定」を加え、「上場等株券等」に、「基づいて発行会社」を「基づいて上場等株券等の発行者」に、「当該発行会社」を「当該発行者」に改める。

第二十三条各号列記以外の部分中「発行会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、「）の規定」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定」を加え、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同条第一号中「上場等株券等（投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいう。以下同じ。）」を加え、同号ハ中「株主」の下に「又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員を含む。以下同じ。）」を加え、同号ニ中「買い付ける株券」、「買い付けた株券」及び「満たない株券」の下に「又は投資証券等」を加え、同条第二号中「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同号ロ中「買い付ける株券」の下に「又は投資証券等」を加え、同号ハ中「株主」の下に「又は投資主」を加え、同号ニ中「買い付ける株券」、「買い付けた株券」及び「満たない株券」の下に「又は投資証券等」を加え、同条第四号中「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、同号ロ中「買い付ける株券」の下に「又は投資証券等」を加え、同号ハ中「株主」の下に「又は投資主」を加え、同号ニ中「買い付ける株券」、「買い付けた株券」及び「満たない株券」の下に「又は投資証券等」を加える。